

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>保険代理店が一般労働者派遣事業を行うテレマーケティング業者と労働者派遣契約を締結し、派遣社員であるオペレーターを保険代理店使用人として保険募集を行わせる場合、保険代理店がテレマーケティング業者の事務所の一角および設備を自らの事務所として賃借・使用し保険募集を実施していても、当該保険代理店の役員又は使用人が管理者として当該事務所に常駐のうえ、派遣社員である使用人に対して適切な教育・管理・指導を行い、自らの指揮監督・命令のもとで保険募集を行わせる態勢を整備していれば、本指針で規定されている要件を満たすものと考えますが、その理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>但し、保険代理店の使用人は、本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要があります。</p>
2	<p>今回の監督指針改正によれば、保険代理店において、保険募集に従事する使用人が、保険業法上、禁止される「保険募集の再委託」に該当しない形態として、労働関係法規に従った「雇用」「派遣」「出向」といった形態は認められるとの解釈でよいか。</p> <p>また、個人代理店における使用人については、事業主と同居する親族で、日常的に保険募集の実態があると認められる者であれば、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けていることに加えて、保険代理店に勤務し、かつ保険代理店の指揮監督・命令のもとにある限りにおいて、保険業法上、禁止される「保険募集の再委託」には該当せず、必ずしも「雇用」「派遣」「出向」といった形態であることは問われない、との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	<p>今回の監督指針改正の考え方として、「保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行うこと」が重要であると考えられることから、例えば、形式的に出向契約を締結しているものの、実質的には出向者が出向元の法人にて保険募集を行っているよ</p>	<p>保険代理店の使用人については、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があります、その実態</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>うなケースは、保険代理店の指揮監督・命令のもとにあるとはいえず、使用人の要件を満たさないと考えてよいか。</p>	<p>が伴っていないような潜脱的なケースは認められません。</p> <p>なお、例示のように、形式的には「出向」の契約形態であっても、出向元の法人において保険募集を行うような実態であれば、保険代理店（出向先）の指揮監督・命令のもとにあるとはいえず、使用人要件を満たしているとは認められないと考えられます。</p>
4	<p>従来から、法人の保険代理店の「役員」、使用人の双方に対して、「保険代理店の事務所に勤務」することを要件として求めていたが、今般の監督指針の改正案では、「役員」に対しては求めず、使用人のみに求める要件とした趣旨を教えてください。</p>	<p>法人の保険代理店の役員については、非常勤の役員のように、日常的に保険代理店の事務所に勤務しない場合も考えられることから、勤務を明示的な要件として求めないこととしたものです。</p> <p>但し、役員については、実態として一般に求められる役割・責任を十分に果たしていることはもとより、保険募集を行う場合には、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けている必要があります。</p>
5	<p>「保険業法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する」とされている点について、一般的に、法人の保険代理店とその</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>但し、法人の保険代理店の役員による</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「役員」の関係は、「委任」契約であると考えられるが、保険業法上、禁止される「保険募集の再委託」には該当しない、との理解でよいか。</p>	<p>保険募集については、保険業法第275条第3項に規定する「保険募集の再委託」には該当しませんが、「保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う」必要があります。</p>
6	<p>保険会社から募集人が役員・雇用・派遣・出向のどれかと聞かれているが、このパブリックコメントにはその様な事は書かれていない。保険会社の言う事は正しいか。</p> <p>また、役員・雇用・派遣・出向に限定されるのであれば、その定義と証明方法の詳細を教えてほしい。</p>	<p>保険募集の際には、保険契約者が正しい理解に基づく適切な判断ができるよう適切な説明等が行われることが重要であり、適正かつ公正な保険募集を確保するため、法令上、保険募集が行える主体は当局の登録を受けた保険募集人等に限定するなどの規制が設けられております。</p>
7	<p>今回の監督指針改正により、実質的に保険会社もしくは保険代理店の「正社員」にならなければ保険商品を販売できない、と判断しておりますがっておりますでしょうか。なぜ「正社員」であることにこだわるのかについては、知識面等をご心配されているのは理解できないこともありませんが、しかし、「正社員」と「正社員でないもの」との知識の格差について、どのような調査の結果、このような判断に至ったのかが知りたいところです。</p> <p>「正社員にならない」＝「保険販売不可」となるようであれば、保険会社からの手数料収入もとだえることになり、私のようなまだ発展途上のファイナンシャルプランナーはさらにこの仕事で生活をするができなくなります。</p> <p>委託型募集人も正社員に負けずに、誠意をもって顧客対応にあたっております。ぜひもっと委託型募集人を信用していただきたい、それがこの意見の主旨です。</p>	<p>こうした適正かつ公正な保険募集を確保するための規制の1つとして、保険募集人が第三者に保険募集を委託することについては、保険契約者等の保護の観点から、保険業法第275条第3項の規定に基づく認可を受けた場合を除き禁止されています。</p> <p>したがって、保険代理店と委託契約を締結している使用人が保険募集を行うことは、従来から禁止されている保険募集</p>
8	<p>今回の監督指針改正により、現場で活動している高齢の募集人、病中にありながら活動している募集人、家族の介護をしつつ活動している募集人など、非常に時間的、</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>物理的な制約を受けながら、保険募集業をされておられる多くの方々が、本件で業務が出来なくなり、生活苦に苦しめられたり、生活保護を余儀なくされたり、しいては自殺などが発生する懸念が大いにあります。国民がこのような目にあわないようお考えください。現状に即した改正が望まれます。</p> <p>契約保全してあげなければならないご契約者もそれぞれの募集人が抱えています。辞めてしまうとその方々をお世話ができなくなりお客様である国民に大きな迷惑をかけることにもなります。</p> <p>今回の改正は、どなたの問題提起により、どのような方が話されておられるのか、公表をお願いします。</p>	<p>の再委託に該当するものと考えられます。</p> <p>本改正は、保険業法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託が禁止されているなか、平成 25 年 6 月 7 日付で公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書において「代理店と第三者の間に形式的に委託契約等の関係があることをもって当該第三者を使用人として届出を行い、適切な教育・指導・管理を行うことなく当該第三者に募集業務を行わせている可能性がある、との指摘がある」と言及されたこと等を踏まえ、保険募集・販売ルールの見直しにかかる監督上の対応を図る一環として、保険代理店の使用人要件の明確化を図るものです。</p>
9	<p>私は、乗合代理店に業務委託契約で所属しています。直接雇用よりも自由にお客様にとって最適な保険を提案出来ていると思っています。</p> <p>業務委託の中にも、手数料優先で売っている人間もいるはずですが、優績者は顧客優先で販売しています。</p> <p>働き方の自由まで金融庁に指図するいわれはない。営業の世界、時間が不規則です。土日の商談もあれば深夜、早朝に顧客に呼ばれる事もある。直接雇用なら会社にまで時間を縛られます。金融庁は優秀な営業マンを過労死させたいのですか？また私は持病があり、仕事が出来ない日もあります。出来高制の仕事なら自分のペースで仕事が出来ます。</p> <p>消費者が自由に商品を選べる機会、募集人が自由に働ける機会を奪わないでください。保険業法違反の罰則を強化すればよいのではないのか。意味のない規制は断固反対です。</p>	<p>保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることまでを求めているものではありませんが、いずれにせよ、本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵</p>
10	<p>今回の監督指針改正での、委託型募集人を廃止ということに反対です。</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>委託型募集人を、保険業法第 275 条に違反しているとの判断で今回の改正とのことですが、委託型募集人を再委託と解釈すれば、保険業法第 275 条に抵触しているとなるのは当然ですが、委託型募集人は再委託とは考えないという解釈があっいままで来ていることは明白です。</p> <p>委託型募集人として、幅広い知識を身に付け、誇りを持って保険の募集の仕事をしている多くの国民がいるのも事実です。委託型募集人という仕組みが悪いのではなく、より多様な情報提供できるプロの保険募集人をどう育成するべきかが重要な課題であると考えます。</p> <p>保険業界に、保険募集のプロとは言えない人が多く存在していることも事実です。しかし、それは委託型募集人であるからとか、雇用されている募集人だからとかという問題ではありません。</p> <p>今回の改正の目的が、募集品質の向上ということであれば、全くもって的外れな手段であり、いたずらに大混乱を招くだけの無責任極まりない判断だと考えます。今までの経緯を十分に吟味し、責任ある判断をお願いしたいと思います。</p>	<p>守っている者である必要があり、その契約形態としては、「雇用」「派遣」「出向」といった形態が考えられます。</p> <p>保険募集人となり得る法人の保険代理店の役員については、「取締役、会計参与及び監査役」のうち、「代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員会の委員」を除いた者（保険業法第2条第19項括弧書）である必要があります。</p> <p>それらの証明方法としては、個々の契約形態等に照らして、労働関係法規等に則り、適切に判断する必要があると考えられます。</p> <p>仮に、本規定の使用人要件を満たしていない場合、当該使用人は、①本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵守したうえで、「雇用」「派遣」「出向」といった契約形態となる、②個人代理店となる、③新たな法人代理店を設立し、その役員又は使用人となる、等の対応が必要であると考えられます。</p> <p>また、上記②又は③となる場合、例え</p>
11	<p>今回の監督指針改正について、「保険代理店の事務所に勤務し」という言葉の解釈が独り歩きし、悪い影響が出ているものと感じております。</p> <p>今回の監督指針改正の目的は、あくまでも「教育・管理・指導」を受けている状態であり、かつ「当該保険代理店の事務所に勤務し、かつ「当該保険代理店の指揮監督・命令」のもとで保険募集を行う者であれば、法人代理店との契約により募集人となっていたとしても、当該保険代理店にて募集人登録をしていれば問題ないものと考えます。それが「法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き」という部分であると認識しております。</p>	<p>いない場合、当該使用人は、①本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵守したうえで、「雇用」「派遣」「出向」といった契約形態となる、②個人代理店となる、③新たな法人代理店を設立し、その役員又は使用人となる、等の対応が必要であると考えられます。</p> <p>また、上記②又は③となる場合、例え</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ですが、各保険会社は、この『当該代理店の事務所に勤務』という文言を勝手に、『雇用・派遣・出向』とした発言を繰り返し、その方向へ進みつつあるように見受けられます。</p> <p>「教育・管理・指導」「指揮監督・命令」が行き届くだけの勤務日数、勤務時間等の管理を行い、その状況を保険会社が許諾・把握・確認する事が出来る状態であれば、法第 275 条第 3 項の適用により、業務委託契約による募集人は認められるべきと考えます。</p> <p>もしそれが認められない場合には、そもそも法第 275 条第 3 項は具体的にどのような者に適用する事が出来るのか、明確な説明が必要であるものと考えます。</p> <p>ぜひ、「勤務」と「法第 275 条第 3 項」について明確にして頂きたいと思います。</p>	<p>ば、これまで当該使用人に対して保険募集を委託していた者や、さらには、保険会社も共同して、新たに設立された保険代理店に対して支援を行うといった対応を行うことも考えられます。</p>
12	<p>「保険代理店の事務所に勤務」という点について、委任型募集人という存在についてのルールが明確化されることは歓迎するが、一方で顧客に与える影響を心配している。</p> <p>委任型募集人が禁止されることで、既に保険代理店の間では委任契約を解除するという話も出ており、保険募集を辞めざるを得ない人が続出すると予想される。そうすると顧客（契約者）側からすると担当者が居なくなることになる。保険業界の安定・発展のために整備されるはずのルールが、逆に顧客を混乱させてしまうことに繋がらないかが長く保険募集に携わる人間としては非常に心配である。</p> <p>委任型募集人という制度の問題点を明確にした上での解決策を検討していかないと、単に制度を廃止し保険代理店が雇用するというだけでは真の問題解決には至らないと考える。</p>	
13	<p>業務委託契約に基づく募集人を使用人登録することによる実際の弊害事例を挙げ</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>たうえで規制の必要性を論じるべきである。</p> <p>保険契約者にとっての弊害が看過できない状況であるゆえに見直すのであれば理解できるが、そもそも再委託禁止の法令があるから規制強化を行うとしたら、全くの筋違いであり、まさに裁量行政の最たるものである。</p> <p>従来保険会社を介した保険代理店監督から保険代理店への直接監督に移行していくのであれば、実際の不祥事故を起こした保険代理店を処罰すれば足りるはずであり、「予防的に」すべての保険代理店における業務委託形式を否定する規制はまったく論理的ではない。</p>	
14	<p>1. 先ずは消費者である契約者が守られるかという点は重要と考えます。契約者が被害を被らないかを念頭に置く必要があると考えます。</p> <p>契約者の中には、すでに、病気の方、不遇な方や独居老人など、実際事故発生した場合、保険営業担当に、託されておられる契約者は多数おられ、今回の件で、募集人が仕事をやめざるを得なくなってしまうと、多くのいわゆる孤児契約を発生させることになりそうに考えられます。</p> <p>さらに、担当者がいなくなりますと、誰が、契約者に会いに行つてアフターケアや保険事故対応されるのでしょうか。保険会社のみでは、そのような特に社会的弱者の方々に、担当者のように丁寧な対応はとても難しいと考えられます。</p> <p>2. 零細な保険代理店においては、使用人である募集人も、子供の塾や学費代のため保険営業を主婦の傍らされておられる方、年金の金額が少なく老後の支えにと自らの生活を支えるために保険営業をされておられる方、年齢や、病気で普通に就労できない方が、収入金額は数万円であったとしても、生活を支える為、保険の仕事に携わっておられるなど様々な理由で、仕事をされておられます。その方々の生活も</p>	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>お守り頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>3. 保険代理店としましても、保険の資格はそれぞれが内閣総理大臣に登録することで認められていますが、独立した募集人として、委託しているというよりは、皆で助け合い、一人の力は小さいものですので、皆が、集まり協力体制を築いて、それぞれ独自に自己の責任で保険営業を行っているものと理解しています。</p> <p>また、募集人は皆、各保険会社に登録され、コンプライアンスにつきましても適宜、研修、指導が行われています。</p> <p>4. 保険代理店を一般の保険会社のような就業形態にしますと、雇用保険や厚生年金など導入され収入の多い方は良いのですが、同時に保険契約の業績の査定制度が導入され、業績が少ない場合、一般の保険会社のように解雇という条件付就労となり、今までの弊害であります成績の為のその場限りの無理な保険契約をする。</p> <p>また、解雇により、担当者不在の孤児契約を大量に発生させる原因ともなり、国民の保険に対する不満を増幅させることにもなります。今までのように、担当者が突然辞めていくという契約者からの不信感と共に、保険業界がさらに信用を失墜するのみならず、大きな迷惑を多くの保険契約者にかけてしまう恐れはぬぐえないと存じます。</p> <p>5. 総じて申し上げますと、国民、皆、それぞれの生活に必死で対応され、生き抜いておられます。なにとぞ、一方向からの見方ではなく、現状にも即した改革をお願いいたく存じ上げます。その中で、必要な管理監督制度を導入し、業界の健全な発展と国民の本来的福祉の一環として、保険募集業務が成り立ちますようお願い申し上げます。</p>	
15	これらの事を完全に実施されると多数の保険募集人が勤め先を失う。特に負担増に	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	なる中小企業に雇われている我々、募集人は職を失う。やるのなら大手だけにしたい。我々にも生活があるのでいきなり簡単に決めないで欲しい。	
16	何万人という保険募集人が廃業・失業を余儀なくされる。保険会社は、経営効率化のため、個人代理店を大型法人代理店に集約を進めていった結果、現在の再委託の形態が出来上がった。大型保険代理店に所属している募集人は、個人では成り立たない。今回の改正は、何万人という募集人の生活権を奪うことになる。絶対改正してはならない。	
17	<p>委託型募集人の雇用形態であるが、執行役員は雇用契約により労働法の適用を受けるが、取締役にした場合は商法が適用され「雇用契約ではなく委任契約」になる。売上歩合に相当する成功報酬を、役員賞与として支払えば実態は変わらずに変更案をクリアできるのではないだろうか。</p> <p>それとも役員との委任契約も再委託として禁止の対象になるとするならば法人保険代理店では募集人資格を持つ従業員を役員とすることが不可になり商法との整合性が取れないと思われる。</p>	<p>保険募集人となり得る法人の保険代理店の役員については、「取締役、会計参与及び監査役」のうち、「代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員会の委員」を除いた者（保険業法第2条第19項括弧書）である必要があります。</p> <p>なお、当該役員による保険募集については、保険業法第275条第3項に規定する「保険募集の再委託」には該当しませんが、「保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う」必要があります。</p>
18	<p>下記のような改善は、今回の監督指針改正に沿ったものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 各募集人と雇用契約を結び、一定の固定給を支払い、社会保険に加入します。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>但し、保険代理店の使用人は、本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>そして、募集人の教育、指導、管理、研修等を行います。</p> <p>(2) (1) の固定給の他、商品等の販売高に応じて歩合報酬を支払います。なお、歩合報酬に伴う経費は各募集人が負担することとします。</p> <p>(3) 各募集人は、生命保険会社の外務員と同様に、(1) の部分は給与所得として所得税の確定申告をし、(2) の部分は事業所得として確定申告します。</p>	<p>遵守している者である必要があります。</p>
19	<p>最終的に消費者の利益となる改定であれば賛成。</p> <p>「保険代理店の事務所に勤務」についてご確認させていただきたい。外回りの営業マンは最近の電子機器の発達により「事務所」に出社する頻度が減少している。日々の日報提出や諸連絡事項の通知は、電子メールや電子掲示板等の活用により外出先でも対応できます。基本的に毎日直行直帰であり、必要に応じて各人が事務所に顔を出す事もあるが、全員が「事務所」に出社するのは月次ミーティング程度となっている。</p> <p>今回の監督指針改正は、この様な勤務形態を否定するものでは無いことを確認願います。</p>	<p>本規定の「保険代理店の事務所に勤務」については、必ずしも保険代理店の事務所に毎日出社することまでを求めているものではありませんが、いずれにせよ、保険代理店の使用人は、本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要があります。</p>
20	<p>今回の監督指針改正・委託型募集人等の問題は単に保険会社や大型保険代理店の管理不足というより、保険募集の正当な報酬（委託契約に基づく代理店手数料支払い）が保険会社より支払われていない点にあると思います。</p> <p>また、委託契約書では、保険会社の収支に影響がある場合以外は変更しないとなっていますが、ここ数年、ほぼ毎年の手数料規定の改定には辟易しております。このような状態では、お客様への丁寧なご説明と、事故時のバックアップ等代理店の使命を果たすことができなくなっていると思われま。</p> <p>我々保険代理店も保険会社の繁栄のために頑張っていますので、どうかご指導のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
21	<p>この度の指導は真摯に受け止めています。弊社のスタッフは殆ど委任型募集人ですが、弊社も普通の会社を目指して雇用形態にしようと考えています。</p> <p>元々、保険会社の募集窓口を広げすぎた結果、保険代理店業界のレベル低下になった訳で、大変な作業だと思いますが、保険代理店の自立・自律に向けて雇用形態に進むべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
22	<p>今回の監督指針改正について、契約者及び保険代理店にとっても公平になるという点では評価できます。</p> <p>ただし、なぜこのような問題が生じてきたのか、根本的な問題を理解し改善して行くことのほうが先決ではないかと思います。その根本的な問題とは、保険代理店に対する保険会社の一方的な支配構造です。</p> <p>保険会社は、保険代理店の規模に応じた手数料体系の押し付け、事故が発生した契約者への安易な契約謝絶が行っています。</p> <p>大型保険代理店に委託型代理店として入り込めば、これまで通りの自分の看板で保険代理店経営ができ、手数料率までアップができるのです。</p> <p>大型保険代理店にとっても、中小規模保険代理店を委託型代理店として受け入れることで、経営規模を拡大させることができ、委託型代理店の手数料からロイヤリティのような形で収益を得ることができ、即戦力の募集人を補強できるのです。</p> <p>委託型代理店を受け入れる側、委託型代理店に鞍替えする側、双方にメリットがあるわけですね。</p> <p>しかし、好んで委託型に移行しているのではないという根本を解っていただきたい。保険代理店経営者が自分の生活を守るために、そうせざるを得なかった。</p> <p>保険代理店側を規制するのではなく、まずは保険会社各社に対して、保険代理店に</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	対する待遇改善について声を大にして金融庁が介入して改善していただきたい。	
23	<p>募集人が正しい募集をしているかどうかと、募集人と保険代理店との関係は関係ないと断言できます。</p> <p>それは大手保険会社の募集実態を見てもいえることです。素人同然の保険レディが適当な募集を行っているのが現状です。</p> <p>他に明らかに手をつけるべきことがあり、これらの問題に比べれば、保険代理店と募集人の関係などさほど大きな問題とは思えないし、大手の生保レディなどに比べれば乗合代理店の募集人のほうが確実にいい仕事をしている。「募集人の質」を問題にするならばそれなりの販売資格の制度を構築すべきです。</p> <p>保険代理店と募集人の関係を委託から雇用に変えたところで解決しない。</p>	貴重なご意見として承ります。
24	<p>今回の監督指針改正は大賛成ですが、いまだに損保の法人保険代理店では法律で決められている社会保険に加入していない保険代理店が多く存在します。そのことを保険会社も黙認している状況です。</p> <p>そもそも基礎的なコンプライアンスも守れない法人保険代理店が募集人の教育、管理、指導など出来るはずもありません、最も基本的な社会保険や就業規則の届出などの部分も合わせて指導する必要があります。これが現状です。</p>	貴重なご意見として承ります。
25	<p>保険契約者保護は、最重要であり指針の変更も必要であると考えます。</p> <p>しかしながら同時に、このように保険募集人に対する指導・管理・監督のみに力点を置いた施策には実効性において疑問を持つものである。</p> <p>現在、保険代理店は保険会社の手数料引き下げ圧力にさらされている。手数料率の低い小規模保険代理店は、個々の顧客に十分なサービスを提供する余裕が無くなる。大型保険代理店にしても事業の最適化を考えれば薄利多売に傾かざるを得ない。この</p>	貴重なご意見として承ります。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>構造と契約者保護を推進することには矛盾が生じている。</p> <p>これでは業界の構造と契約者保護という理念の間の矛盾を保険代理店に押し付けるだけで、長期的に考えると誰のメリットにもならない。契約者保護を考えるのであれば、保険代理店が安定的に顧客サービスに注力できるような仕組みも併せて考えるべきである。</p>	
26	<p>近年の全国に多店舗展開する保険代理店の募集人の実態及び、自らの効率化のために「委託型募集人」制度と称して保険代理店の再委託を煽る保険会社の営業方針に消費者保護等の観点から深い憂慮を感じていた私にとって、金融庁の方針は、極めて正しい方針だと歓迎するとともに、ようやく歯止めがかかるのだと安堵しています。</p> <p>今回の金融庁のあるべき正しい方針が今後徹底され、消費者保護を前提としたこの国の損害保険事業が健全に発展していくことを心より祈念しております。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
27	<p>委託型募集人規制は 委託型募集人を雇う使用者に対して、社会的責任を明確にするものであって、働き方の選択が必要な個人に規制がかかるのはよくないと思う。</p> <p>委託型募集人を雇う企業は、募集人の教育・管理とともに、使用者としての責任を担う義務がある。現状の委託型とは、形だけの教育・管理と社会保険の加入無し、が普通である。実際、雇われている募集人の中には、会社に行っても使用できるPCや机がなく、形だけの事務所である人も結構いるようである。使用者側の目的は規模ポイントのみであって、募集人の教育管理のスキルもない使用者もいるようである。</p> <p>募集人は、規定、約款の理解とともに、実際の経験値の蓄積が必要である。使用者がその教育を進めることは、商品説明の明確化、給付金の不払い防止につながると思う。メーカーである保険会社は、募集人個人ではなく、個人を雇っている会社に、経験値の蓄積ができる体制であるかチェックすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
28	<p>確かに社員雇用は管理の安全性はありますが、苦情を招かない適正募集や要望に合った商品の選択、ニード喚起の徹底、既契約の有効継続や有効見直し等の基礎研修が最優先であり、その理解を深めるための努力と管理内容が重要ではないかと思えます。保険代理店経営をする以上は募集人が委託商品の説明義務、諸手続きの速やかな完結が出来るよう責任を持って個人の能力を判断し、研修での対応が必要であり、保険会社も委託契約に際して保険代理店選択が重要だと考えます。雇用形態よりも採用時の資格要件や保険代理店の実態調査、募集人個人の年間契約件数の報告等の就労実態確認の必要性から、保険会社は営業担当者の見解等を元に保険代理店の実態を金融庁へ報告すべきではないでしょうか。</p> <p>保険代理店や募集人の個別把握は困難ですが、締結責任（保険会社）と締結後の管理責任（保険代理店）、販売責任（募集人）の基本の再認識から、募集責任研修規定を設けることを検討して頂きたいです。</p> <p>保険会社の担当者は販売マーケットの確保が課せられる反面、代理店毎の募集実態や知識度の格差に対して懸念を抱いていることが会話から感じることも多く、保険会社によっては訪問もなくDM送付等で代理店開業案内の実態もあり、マーケット拡大や価格競争の現状に規制強化は必要ですが、必ずしも雇用形態だけの問題ではないことをご理解いただき、改定による経費増から、逆効果の不正募集や手数料重視募集の増加に繋がらないよう的確な規制をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

<以上>